



## 第 20 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 25 年 12 月 12 日 開会

平成 25 年 12 月 20 日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 12 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑 委員会付託・委員会
12 月 13 日	金	休 会	委員会
12 月 14 日	土	休 会	休 会
12 月 15 日	日	休 会	休 会
12 月 16 日	月	休 会	委員会
12 月 17 日	火	本会議	一般質問
12 月 18 日	水	本会議	一般質問
12 月 19 日	木	本会議	一般質問
12 月 20 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 71 号

平成 25 年 12 月第 20 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 12 月 5 日

黒潮町長 大西 勝也

記

- |     |   |                   |
|-----|---|-------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 25 年 12 月 12 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂  |

平成25年12月12日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

7番 矢野昭三

8番 山崎正男

# 議事日程第1号

平成25年12月12日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第71号から議案第87号まで  
(提案理由の説明・質疑・討論・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 71 号	黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について
議案第 72 号	黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例について
議案第 73 号	黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
議案第 75 号	土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 76 号	黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 77 号	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 79 号	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 80 号	黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 81 号	黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 82 号	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 83 号	黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 84 号	黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について
議案第 85 号	平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 86 号	平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 87 号	平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

要望第 29 号	母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について
陳情第 30 号	子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情書について
陳情第 31 号	TPP 交渉からの撤退を求める意見書提出に関する陳情について
陳情第 32 号	重要 5 品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定（TPP 協定）交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書について

## 議 事 の 経 過

平成 25 年 12 月 12 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

ただ今から、平成 25 年 12 月第 20 回黒潮町議会定例会を開会します。

これより日程に従いまして会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告をします。

宮川議員から遅刻の届け出が提出されましたので報告致します。

次に、報告第 78 号および第 79 号が町長から、報告第 80 号から第 82 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付していますのでご了承願います。

次に、本日までに受理しました陳情書等は議席に配付しております文書表のとおりです。要望第 29 号を総務常任委員会に、陳情第 31 号および第 32 号を産業建設常任委員会に、陳情第 30 号を教育厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会で配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成 25 年 12 月第 20 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、ご出席を賜わりましてありがとうございます。本議会におきましても丁寧な説明を心掛けてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9 月議会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず 1 つ目は、2014 年度の予算編成についてでございます。

2014 年度の予算編成に当たっては、今年度に見直しを行う第 1 次黒潮町総合振興計画に基づくとともに、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、ならびに地域支援策の充実の 6 つの重点項目を掲げ、住民ニーズに迅速かつきめ細やかに対応できるように努めることと致しております。

しかしながら国の 2014 年度予算編成では、一般財源総額は前年度と同水準を確保する方向であるとされておりますが、一方では国の財政状況にかんがみて、2008 年のリーマンショックによる景気悪化に対応するため導入された地方交付税の別枠加算を早期に廃止する方針であるとの情報もあり、この別枠加算が廃止されれば、地方交付税に大きく依存している本町は大変厳しい予算編成を余儀なくされるのではないかと危惧（きぐ）をしているところでございます。

今後は国の動向を注視しつつ予算編成作業を進めることとなりますが、積極的に情報収集に努め、これまで以上に事業の実効性の検証を行い、具体的な成果を追求しながら、新たな発想と工夫により取り組んでまい

所存でございます。

次に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進にかんする特別措置法等についてでございます。

去る11月22日の参議院本会議におきまして、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が全会一致で可決成立。12月4日には参議院本会議におきまして、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化標準化基本法が賛成多数で可決、成立致しました。両法案成立に向けご尽力を賜りました尾崎正直高知県知事をはじめ県関係の皆さま、県選出国會議員の皆さま、ならびに関係者の皆さまに心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今後は政省令の協議に注視しつつ、基礎自治体が円滑に運用できる制度設計となるよう、あらゆるチャンネルを使って意見を挙げてまいりたいと思います。

次に、くろしおレジリエンス2013について報告させていただきます。

最大震度7、最大津波高34メートルの想定でもあきらめず、犠牲者ゼロを目指し、備えるために開催したくろしおレジリエンス2013は、11月2日のこども防災フェスから11月11日の町民大学まで、多彩なプログラムで実施させていただきました。その結果、こども防災フェスには約1,000人、津波防災シンポジウムには約450人、町民大学の南海トラフ巨大地震に備える講演会には約320名の参加がございました。この催しは、11月5日が津波防災の日に指定されていることもあり、黒潮町消防団をはじめとする地域の防災活動に日ごろから汗を流している団体が主催者となって実施してまいりました。このことは大変意義深いものであったと思っております。また、この催しには古谷内閣府特命担当大臣をはじめ国内有識者多数の参加とご協力を賜り、南海トラフ巨大地震における最悪想定を宣告された黒潮町の決してあきらめないという不屈の精神が力強いメッセージとして全国へ発信でき、多くの共感も得ることができたのではないかと感じております。

次に、防災ワークショップについて報告させていただきます。

高知県の想定によれば、南海トラフ巨大地震が発生すると黒潮町では最悪の場合で2,300人の犠牲者が発生し、しかもそのうち2,100名が津波によるものであろうとされております。

そこで黒潮町では、津波浸水想定地域の方々が確実な避難行動を取れる状況にあるのかどうかを世帯別津波避難行動カルテとしてまとめる懇談会を兼ねたワークショップを今年2月より進めてまいりました。各地域でのカルテ作成のための懇談会は11月28日をもって終了したところでございます。その結果では176回の懇談会が開催され、その参加率は対象世帯の62.8パーセント、カルテ収集率は12月3日現在で98.2パーセントとなっております。

今後は未回収カルテの収集作業と整理を進め、来年2月には黒潮町世帯別津波避難行動カルテを完成させ、今後の津波避難対策への活用を図ってまいります。

次に、ねりんピックの実施について報告させていただきます。

第26回全国健康福祉祭こうち大会、ねりんピックよさこい高知2013として本年10月26日から29日の4日間の日程で、昨年度の宮城県での開催に続き高知県を会場に開催されました。

高知県大会では県内17市町村、1広域連合で、テニスやサッカー、囲碁などをはじめとする23種目の競技が行われ、約1万人の選手団をお迎えして、無事成功裏に終えることができました。本町におきましては中土佐町と共催でパークゴルフ交流大会を行い、競技実施機関の10月27、28日の2日間に分けて競技が実施され、個人参加を含む152名の選手が出場して白熱したプレーを展開していただきました。

この大会実施に当たり、黒潮町実行委員会の皆さまはもとより、パークゴルフの競技運営に当たっていただいたパークゴルフ競技団体の皆さまをはじめ、開会式、表彰式でご協力をいただきました大方中学校、佐賀中学校の皆さま、応援のぼりを描いていただきました町内各小学校の皆さま、また、かつおたたきバーガーで選

手を歓迎していただいた大方高校の皆さま、ならびにおもてなし事業や観光事業、観光アトラクションなどにより食生活改善推進委員、SIN～NABURA～（しんなぶら）、幡多舞人（ぶじん）、漁協婦人部の皆さまなど、数多くの皆さまに多大なるご協力をいただき大会を実施することができましたことにつきまして、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。皆さまのご協力により選手の皆さまからご好評の声を賜ることができ、大変喜んでいただいております。ご支援、ご協力を賜りました町民の皆さま、関係機関、団体の皆さま、また議会の皆さまにより、ねんりんピックを終えることができましたことに対し重ねて御礼申し上げます。

次に、あったかふれあいセンターよりあいについて報告させていただきます。

あったかふれあいセンター事業につきましては、平成23年度にあったかふれあいセンターこぶしを、また平成24年度にはあったかふれあいセンター北郷を設置し運営しているところでございます。

それぞれのあったかふれあいセンターにつきましては、憩いの場であるサロン事業を中心に訪問活動や買い物などの外出支援などの事業を行い、周辺地域の高齢者福祉の充実について一定の効果が発揮され、利用されている高齢者の皆さまなどからは大変喜ばれていると感じてるところでございます。

平成25年度につきましては、宅老所よりあいをあったかふれあいセンターに転換する形で、3つ目となるあったかふれあいセンターである、あったかふれあいセンターよりあいを本年10月に新たに開設致しました。これまで在宅老所よりあいとして培ってきた高齢者福祉サービスを継承しつつ、あったかふれあいセンターの機能を加えることでより身近な施設として発展させることができるよう取り組むことと致しております。

このあったかふれあいセンター事業につきましては、高齢者福祉の充実、地域福祉対策の事業として積極的な活動を予定しているところでございますので、町民の皆さま、議会の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、高知県・黒潮町地域還流太陽光発電事業の協定締結について報告させていただきます。

昨年7月に固定価格買取制度が開始され、このチャンスを生かし再生可能エネルギーの導入促進と地域資源活用のメリットを最大限地域に還流させることを目的に、県、町、および民間事業者の共同出資による発電事業会社を設立し発電事業を行う、こうち型地域還流再エネ事業スキームを県主導で推進してきており、6月議会において出資金を含む関連予算のご承認をいただいたところでございます。このたび発電事業会社の設立運営および発電事業の実施に携わるパートナー事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施し、高知市の福留開発部株式会社が選ばれ、12月2日に県、黒潮町、パートナー事業者福留開発部株式会社との間で協議が整いましたので、三者において発電事業実施にかんする協定を締結致しました。26年3月には新会社高知・黒潮太陽光発電株式会社を設立し、10月ごろには発電を開始する予定とさせていただいております。

パートナー事業者の現時点での提案内容は、黒潮町入野の町有地約7,000平方メートルに発電出力約500キロワット、一般家庭の約165世帯分に当たる60万キロワットアワーの年間発電量で、約1億9,000万の事業費により太陽光パネルを設置する計画となっております。

出資額は県と町が1,278万円、福留開発部株式会社が2,545万円となっており、黒潮町としての20年間の収入予定額は出資額を含めた配当額が約2,000万円、固定資産税と土地使用料約3,200万円を見込んでおります。

再生可能エネルギーの風力や小水力発電の検討はしてまいりましたが適地がなく断念をしてきたところですが、今回太陽光発電事業所を設立できることは大変意義のあることだと思っており、今後も自然環境を生かした取り組みを震災関連事業等の中で活用してまいりたいと考えております。

次に、協働の森づくり事業について報告させていただきます。

平成25年5月20日、黒潮町は高知県と四国コカ・コーラボトリング株式会社および幡東森林組合の間で、四国コカ・コーラ 黒潮町協働の森パートナーズ協定を締結させていただきました。この協定では、平成25年

から 27 年の 3 年間に同社から提供される 90 万円の協賛金を活用し、佐賀地区熊野浦久保浦山の 42 ヘクタールにおいて間伐、除伐、補植、作業道整備を実施し、事業につきましては幡東森林組合の協力支援をいただくものでございます。

これに基づき、去る 11 月 17 日に黒潮町協働の森にて間伐体験のイベントが開催されました。当日はパートナーズ協定を締結している四国コカ・コーラボトリング株式会社の社員の皆さまが、高松市、宿毛市より約 50 名の方が家族連れで参加し、オープニングイベントの看板設置後、幡東森林組合の指導の下、間伐体験を致しました。参加者の親子連れはこのごりを使っての初めての間伐体験で、懸命に作業されていたそうでございます。また、お昼には黒潮町一番館にてカツオのわら焼きたたき体験を行うなど、終日楽しい交流の時間となりました。

これからも黒潮町では四国コカ・コーラ株式会社の地域の皆さんと、森林の再生と交流を図るイベントを開催していく予定でございます。

次に、第 1 回黒潮町まるごと産業祭について報告させていただきます。

第 1 回黒潮町まるごと産業祭は 12 月 1 日、町内の農協、漁協、商工会、森林組合、NPO 砂浜美術館、黒潮若手の会および黒潮町などで組織する実行委員会の主催により、土佐西南大規模公園体育館北側の芝生広場を主会場にして、町内の農業、漁業、商工業、林業、観光業等を集め、住民の皆さまとともに黒潮町を再発見しながら楽しむことを目的に開催されました。

当日は農協や各種団体、町内事業者による出店コーナー、体験コーナーではサトウキビの搾汁やリース作りなどを、またアームレスリング大会や丸太の早切り大会などのイベントコーナー、そしてメインステージでは大方高校による演奏や地元ダンススクールのダンス、のど自慢大会など住民参加型のイベントにより、来場者数は当初目標の 3,000 人を上回る延べ約 4,000 人の方々にお越しいただき、盛大に開催することができました。

以上、9 月議会以降の主立ったものの行政報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、7 番、矢野昭三君、8 番、山崎正男君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 9 日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 9 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 71 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてから、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 25 年 12 月議会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案致します議案は、議案第 71 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてから、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでの 17 議案となっております。内訳は条例制定が 3 件、条例の一部改正が 11 件、補正予算が 3 件となっております。今回の条例の一部改正は、ほとんどが消費税法および地方税法が改正されたことに伴うものとなっております。なお、この消費税法および地方税法の改正に伴う町に關係する条例の一部改正は、今議会に提案させていただいております改正条例がすべてとはなってございません。まず住民の皆さまの生活に直に關連する改正を直前に周知する必要がある關連からご提案させていただきました。従いまして、残る条例改正の提案は 3 月議会にあらためて提案させていただく予定でございますので、よろしくお願い致します。

それでは、まず議案第 71 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この改正は上位法であります消費税法および地方税法が平成 25 年 3 月と 4 月にそれぞれ改正され、平成 26 年 4 月 1 日に税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、關連する条例の一部を改正するものでございます。

今回の町条例の一部改正は、平成 25 年 10 月 1 日に政府が消費税率および地方消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 5 パーセントから 8 パーセントに、平成 27 年 10 月 1 日に 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げることを確認したことによるもので、税率アップと外税方式に統一した内容となっており、平成 27 年 10 月に 10 パーセントに引き上げられても対応できる内容となっております。

この条例改正では町の使用料等は据え置きと致しておりますが、消費税率および地方消費税率が上がりますので、その分だけはアップすることになります。このことにより、住民の皆さまにとりましては現状でも大変生活が厳しい状況の上にさらに負担が増えることとなりますので大変心苦しいところではございますが、国の政策上やむを得ない改正となっていることをご理解賜りたいと思います。

なお、消費税法および地方税法の改正に伴う關連する町条例の一部改正は同じ内容となっておりますので、これ以降の条例改正ではこの部分の説明を省略させていただきたいと思っております。

次に、議案第 72 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成 25 年 3 月と 4 月にそれぞれ改正され、平成 26 年 4 月 1 日に税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、關連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 73 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は上位法であります地方税法が平成 25 年 3 月に一部改正され平成 26 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、關連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 74 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

現在、町の産業振興を図るため新産業創造事業として缶詰工場の整備を進めているところでございますが、この工場の運営等につきましては第三セクターを設立して運営する方向で検討しているところでございます。この第三セクターの運営は、その業務が地域の振興に寄与するものであり、かつ町の事務、事業と密接な關連を有しており、政策推進を図っていくためには職員の人的支援が必要と考えております。また、今後職員の人材育成や地域の振興、住民の生活の向上等に寄与する場合、その他の公益的法人等への職員の派遣等が考えられるところでございます。しかし職員の派遣に当たりましては、職員派遣の適正化および手続等の透明化、職員の身分取扱い等の明確化が必要になってまいります。このため公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいて新たに町条例を制定し、公益的法人等への職員の派遣および職場復帰が法の趣旨に

のっとりスムーズに行えるようにするものでございます。

次に、議案第75号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第76号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第77号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第78号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は上位法であります配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が平成25年7月に改正されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第80号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

かねてから建設を進めてまいりました、さが交流拠点施設が来年3月に完成する運びとなりました。この施設の完成後は施設の適正な運営、管理が必要になってまいります。このため黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第82号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第83号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は上位法であります地方税法が平成25年3月に一部改正され平成26年1月1日から施行されるこ

とに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第84号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についてでございます。

国が少子化対策の一環として平成24年8月に子ども・子育て支援法を制定し、平成27年度から本格施行となります。この支援法第77条で市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないとされ、この計画を策定するに当たりましては、市町村は条例で定めるところによりその意見を聞くため審議会その他の合議制の機関を設けるよう努めなければならないとされております。この法第77条による機関を設けるため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例を新たに制定するものでございます。

なお、支援会議は条例第3条で委員15人以内で組織し、委員報酬は月額5,700円としております。また、第4条では委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとしております。

次に、議案第85号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は既決の予算に歳入歳出それぞれ2億9,062万円を追加補正し、歳入歳出総額を96億6,109万7,000円とするものでございます。12月補正としては大きな補正額となっておりますが、これは地域の元気臨時交付金が大きく影響しているものでございます。

まず、概要を説明申し上げます。

平成24年度の国の補正予算に伴う地域の元気臨時交付金を後年度に活用するために、施設整備基金への積み立てやWindows XPなどのサポート期間が平成26年4月9日で終了することによりセキュリティ上のリスクが高まることから、その対応としてパソコンの更新をするものでございます。

また、障がい者の施設利用増に伴う障害者自立支援給付金の増加、保育所への途中入所者の増加に伴う保育士の臨時雇用賃金の増加など、真に必要なものを追加補正させていただきました。

主なものを説明させていただきます。18ページからご覧いただければと思います。

まず2款総務費ですが、2億2,349万5,000円の補正をするものでございます。これは概要でも申し上げましたように、地域の元気臨時交付金の積立金が1億7,290万円、セキュリティへの対応としてパソコン更新に1,580万8,000円などの補正となっております。

3款では2,993万3,000円の補正をするものでございます。これは障害者自立支援給付費に1,750万円、保育士の臨時雇用賃金として1,314万2,000円などの補正となっております。

8款土木費では971万2,000円の補正をするものでございます。主なものは、さが道の駅施設工事費に715万円となっております。これは建築確認段階で一部修正の指導があり、見直したことによるものでございます。

9款消防費では1,803万3,000円の補正をするものでございます。主なものは黒潮消防署建設負担金で1,640万8,000円となっております。これは現在整備を進めております黒潮消防署の工事費が実施設計段階で詳細に土質調査をした結果、工事費がアップとなり備品購入費が不足することになったため、幡多中央消防組合への負担金を補正するものでございます。

これらに対する歳入でございますが、14ページからご覧ください。

まず14款国庫支出金ですが、平成24年度の国の補正に伴う地域の元気臨時交付金などに1億8,195万3,000円、15款県支出金では子ども・子育て支援制度に伴う電子システム構築などに1,038万1,000円、16款雑収入では王迎団地の土地売り払い収入が2,523万7,000円、16款諸収入では派遣職員の人件費などに1,523万2,000円などとなっております。しかしながらこれらの財源ではすべて充当できませんでしたので、不足額5,407万7,000円を8款（後段で18款に訂正あり）基金繰入金で追加補正する内容となっております。

次に、議案第86号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は既決の予算に歳入歳出それぞれ 2,202 万円を追加し、歳入歳出総額を 21 億 173 万 5,000 円とするものでございます。

内容は、平成 25 年度の医療費がこれまでの推計で当初予算より多く見込まれることと、平成 24 年度の事業確定により療養給付費等の返還が生じたことにより補正をするものでございます。

次に、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は既決の予算に歳入歳出それぞれ 44 万円を追加し、歳入歳出総額を 7,456 万円とするものでございます。内容は、古くなった医療機器の処分費用となっております。

以上説明を終わりますが、この後、副町長および担当課長等に補足説明をさせていただきます。

なお、消費税法および地方税法の改正に伴う町条例の一部改正は同じ内容となっておりますので、担当課長の補足説明は割愛をさせていただきます。ご了承いただきますようよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません。大変申し訳ございません。

議案第 86 号の説明で、不足額の 5,407 万 7,000 円を 8 款基金繰入金で追加補正すると申し上げました。正しくは 18 款基金繰入金でございます。

訂正しておわびを申し上げます。よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは私の方から議案第 73 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 8 ページ、9 ページ、そして新旧対照表では 6 ページをご覧くださいながらお聞き願えればと思います。

まず概要についてご説明を致します。

国の平成 25 年度の税制改正大綱に基づきまして、地方税法は平成 26 年 1 月 1 日の施行として 14 年ぶりに延滞金の算出方法の見直しが行われ、黒潮町でも本年 5 月の臨時議会において税条例の改正をしてご承認をいただいたところでございます。

本議案の税外収入につきましても、地方税と同様に督促手数料や滞納処分費については地方自治法 231 条の 3 により定められておりまして、また逐条解説によれば、延滞金等の額は地方税と同一にすることが望ましいとされてございます。従いまして、本議会において地方税と同一の方式により平成 26 年 1 月 1 日より延滞金の算出が行えるよう条例のご提案をするものでございます。

では 3 条の改正内容をご説明致します。新旧対照表の 6 ページ右側の改正後（案）という所をご覧くださいと思います。

第 3 条で、延滞金は税外収入金を納期限までに納付しない場合においては、その納付すべき金額の不足額にということでございますので、言い換えれば滞納額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年 14.6 パーセント、カッコを飛ばしまして、14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するとあります。カッコ内では、納期限の翌日からひと月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセントの割合ということでございますので、納期限の翌日からひと月以内であれば年 7.3 パーセント、ひと月を

超えると年利 14.6 パーセントの割合になりますというのが、この 3 条第 1 項の規定でございます。

2 項を飛ばしまして第 3 項ですけれども、今の第 1 項の延滞金の額を算定する場合の端数処理を規定してございます。ここでは計算の基礎となる不足額、つまり滞納額が 2,000 円未満である場合はその全額を切り捨てるということになってございますので、延滞金は発生しないということになります。

そして第 4 項ですけれども、発生した延滞金の端数処理を定めてございまして、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるときは切り捨て、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てるというものでございます。

新旧対照表の 7 ページ、お開きください。

ここで付則と致しまして、第 3 条には延滞金の割合の特例と規定してございまして、今回国税の見直しに合わせ当分の間の措置として、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年利は同条同項の規定にかかわらず特定基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合ということですが、平成 25 年 12 月現在では、この特定基金割合に 1 パーセントの割合を加えた割合は 1.9 パーセント程度になると予想されてございますので、以下の条文にこれを当てはめていきますと、第 3 条第 1 項でご説明した納期限の翌日からひと月以内であれば年利 7.3 パーセントの年利が 2.9 パーセントに、そして納期限の翌日からひと月を超えると年利 14.6 パーセントが年利 9.2 パーセントに、それぞれ当分の間軽減される特例をここに規定してございます。

以上でございます。

引き続きまして、議案第 74 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。議案書は 11 ページをお開きください。

11 ページ、まず第 1 条には趣旨ということで、条文を少し読み上げながらご説明を致します。

この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 3 項と致しまして、以下、法の条文を追ってご説明を致します。

この法律の第 2 条第 1 項および第 3 項は、本条例では 11 ページの第 2 条職員の派遣についてのことを定めてございます。

次の第 5 条第 1 項は、本条例では 12 ページの第 3 条、派遣職員の職務への復帰についてを定めてございます。

そしてその次の第 6 条第 2 項は、本条例では 12 ページの第 4 条、派遣職員の給与についてを定めてございます。

第 9 条では、本条例では同じく 12 ページの第 6 条、派遣職員の復帰における処遇についてを定めてございまして、次の第 10 条第 1 項および第 2 項は、本条例では 13 ページの第 10 条および第 1 条についてとありまして、法 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員についてと退職派遣者の採用についてをそれぞれ定めてございます。

最後の 12 条第 1 項の規定というのは、本条例では 14 ページの第 15 条で、退職派遣者の採用時における処遇についてそれぞれ定めてございます。公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めているという文言にしてございます。この条例は、このように法にのっとった条例制定ということでございます。

以上、補足させていただきます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは議案第 79 号の、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の 23 ページ、ならびに配付させていただいております参考資料をご覧ください

たいと存じます。参考資料の方は14ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布されまして、平成26年1月3日より施行されることとなりました。

改正内容としましては、適用対象が配偶者、これは婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますとされていましたが、改正後は、婚姻に類する交際をする関係にある相手方からの暴力、およびその被害者についても当該法律を準用して適用することになりました。これに伴いまして、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例第9条第5項第5号中の、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めるものでございます。

以上、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは議案第81号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。議案書28ページ、29ページをお願い致します。

この条例の制定に当たりましては、県内のすべての道の駅にかんする条例と類似施設等の条例等を参考に検討を重ねてきました。

それでは主な内容について説明させていただきます。

まず第2条では設置目的でありまして、地場産業振興による雇用の場の確保と観光振興等による交流人口の拡大を図り、情報発信等による地域活性化に資することとしています。

第3条は名称及び位置であります。名称は公募を通じて決定しました、なぶら土佐佐賀を表記した黒潮町さが交流拠点施設、なぶら土佐佐賀としています。位置は代表地番である黒潮町佐賀字フケノ澤1350番地としています。

第4条では運営管理についてでございます。目的を効果的に達成するために、指定管理者にこれを行わせることができると定めたものであります。

第5条は指定管理者が行う業務を以下(1)から(5)として定めたものであります。

第6条から第12条および第14条から第16条は、交流拠点施設の利用にかんする内容を定めたものでございます。

第13条では、指定管理者が町へ支払う施設使用料について定めたものでございます。この使用料につきましては、来年度の当初予算にも関係しますが、指定管理者の決定の段階で事前説明をさせていただきたいと思っております。基本的には町が既に指定管理をお願いしています、他の施設の使用料の算出基準に従って決定していきたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第84号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について補足説明を行います。議案書は35ページ、36ページをご覧ください。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行されることに合わせまして、子

ども・子育て支援会議を設置するために制定するものです。

この子ども・子育て支援会議の設置につきましては、子ども・子育て支援法第77条に、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くように努めるものと定められておりますため、条例を制定し定めるものです。

この支援会議では、同じく第77条第1項各号で定められている各種保育施設などの利用定員に関することや、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定および変更をしようとするとき、また、市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況などを調査及び審議することなどを目的とし、地方自治法第138条の4第3項に基づき制定するものです。

36 ページの条例案の第3条以下で、委員の数を15名以内として組織するとともに、委員報酬を日額5,700円としております。また、4条で委員の任期を2年とし再選を妨げないものとしているほか、第6条で作業部会を置くことなど、組織や運営にかんする事項につきまして36ページの条例案のとおりですのでご覧いただきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上で議案第84号の補足説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

おはようございます。

それでは私の方より議案第85号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は10ページでございますが、予算書の補正予算、補正第3号に基づきまして説明させていただきますので、補正予算書の1ページをまずご覧ください。

この補正予算第3号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ2億9,062万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,109万7,000円とするものでございます。また、第2条で翌年度繰越して使用することができる繰越明許費と、第3条で地方債の補正をしておりますのでよろしく申し上げます。この予算の概要につきましては冒頭町長の提案にありましたように、真に必要なものを補正させていただいたというところでございます。

なお、説明に当たりましては町長の説明と若干重複するところがあるかと思っておりますけれども、よろしくお願い致します。

まず歳出の事項別明細書から説明させていただきますので、18ページをご覧ください。

まず2款総務費でございます。2億2,349万5,000円補正し16億8,988万7,000円とするものでございます。主なものを申し上げますと、1項1目の一般管理費でございます。ここでは9節旅費に150万円補正を致しております。これは防災対策等の要望で、東京出張などが当初見込みより多く発生したことによるものでございます。

次に、2目人事管理費でございます。580万円の補正をするものでございます。主なものは4節の共済費500万円でございます。これは臨時職員の雇用増によるものでございます。

3目財産管理費では567万2,000円の補正をするものでございます。主なものは11節需用費の208万円と、15節工事請負費348万円でございます。

まず11節需用費の内訳でございますけれども、光熱水費130万8,000円（資料では103万8,000円。後段で訂正あり）でございます。これは電気料の値上げ等による追加をするものでございます。15節工事請負費では、旧東部保育所の雨漏り修繕工事に100万円と、熊野浦集会所移転に伴う給水管の新設、放送施設の移設等が必

要となったことにより 248 万円の追加をするものでございます。

5 目財産管理費でございます。1 億 7,298 万 2,000 円の補正をするものでございます。これは冒頭町長の説明にもありましたように、国の 24 年度補正予算に伴う地域の元気臨時交付金を後年度に活用するために、25 節積立金に 1 億 7,298 万 2,000 円を補正したことによるものでございます。

続いて、11 目情報化推進費でございます。3,296 万 5,000 円を補正するものでございます。

まず、12 節役務費でございます。107 万 1,000 円補正致しました。主な内容は、小額でございますが来年度からコンビニ収納による納税の利便性を図るため、その初期費用として 10 万 6,000 円、基本料として 25 万 2,000 円を補正するものでございます。

次に、13 節委託料の 914 万 9,000 円でございます。内訳は、20 ページになりますけれども、子ども・子育て支援新制度システム導入に 577 万 5,000 円、また障がい者総合支援法の改正に対応したシステム改修に 152 万 3,000 円などとなっております。

続いて、15 節工事請負費 630 万でございます。これは課題となっておりますケーブルテレビでの区域外再放送をするための受信点の整備費でございます。

続いて 18 節備品購入費 1,580 万 8,000 円でございます。これは冒頭町長の方から説明がありましたけれども、Windows XP のサポート期間が平成 26 年 4 月に終了することによりセキュリティ以上のリスクが高まることから、その対応として当面 240 台程度のパソコンの更新を行うものでございます。

次に 21 ページになりますが、4 項選挙費、9 目黒潮町長選挙費でございます。これは来年の 4 月に町長選挙が行われますので、その選挙の事務に必要な経費をそれぞれ補正させていただきました。

次に、22 ページをご覧ください。

3 款民生費でございます。2,993 万 3,000 円の補正をし 19 億 8,502 万 2,000 円とするものでございます。主な増減の要因は、障害者自立支援給付費と保育士の臨時職員雇用賃金の増加によるものでございます。

まず 1 項 7 目、障がい者自立支援費 1,768 万 5,000 円でございます。これは障がい者の施設利用が増加しているため、自立支援給付費が当初見込みより多くなったことによるものでございます。

続いて 3 項 3 目、児童福祉施設費でございます。1,813 万 9,000 円の補正でございます。

まず、7 節賃金の 1,314 万 2,000 円でございます。これは先ほども申しましたけれども、児童の途中入所等が当初見込みより多くあったため、保育士の臨時職員を多く雇用したことによるものでございます。

また、11 節の 499 万 7,000 円でございます。これも、主なものは賄材料費の 395 万 4,000 円でございます。これは児童の途中入所者数が見込みより多かったことにより賄材料費が不足するため補正するものでございます。

次に、24 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費でございます。464 万 6,000 円の補正をするものでございます。

主なものを申し上げます。まず 1 項 5 目、農地費でございます。19 節負担金補助及び交付金に 45 万円の補正でございます。これは国営農地の竹島団地にあります揚水ポンプが故障したため、設置者である四万十市が補修、修繕工事をしたことに対しまして町が受益面積によって負担するものでございます。

続いて 3 項 2 目、水産業振興費でございます。373 万 8,000 円の補正をするものでございます。この増額の要因は、15 節工事請負費で佐賀漁港共同漁具保管施設の屋根の防水工事に 373 万 8,000 円を補正したことによるものでございます。そのほかは佐賀地区漁業集落環境整備事業の実績見込みに基づきまして、13 節の設計委託料を 400 万円、17 節の公有財産購入費を 200 万円、22 節の補償補填及び賠償金を 400 万それぞれ減額し、15 節の工事請負費に 1,000 万円の組み換えをするものでございます。

次に、25 ページでございます。

8 款土木費でございます。971 万 2,000 円の補正でございます。

26 ページをご覧ください。

主なものは 2 項 2 目道路新設改良費でございます。補正額の増減はありませんが、内容は社会資本整備事業の実績に基づいて 17 節の公有財産購入費を 150 万円、22 節補償補填及び賠償金を 180 万円それぞれ減額し、15 節の工事請負費に 330 万円組み替えしたことによるものでございます。なお、この工事請負の 330 万円は現在、町道士橋線改良工事を進めておりますけれども、その事業進ちょくを図るために調整したものでございます。

続いて 5 項 2 目、都市環境整備事業費でございます。771 万 2,000 円の補正でございます。主なものは 15 節工事請負費の 715 万円でございます。これは現在さが道の駅を整備しているところでございますが、建築課確認申請段階で一部修正の指導があり設計を見直したことにより、工事費が増額となったことによるものでございます。

次に、9 款消防費でございます。1,803 万 3,000 円の補正でございます。この主な増額の要因は、現在、黒潮消防署の移転建設を進めているところでございますが、実施設計段階で詳細な土質調査により基礎工事費が増額となったため、備品購入費が不足することになったためのものでございます。

まず 1 項 1 目、常備消防費の 1,682 万 2,000 円でございます。これは 19 節の負担金補助及び交付金で、内容につきましては先ほど少し説明致しましたけれども、黒潮消防署の工事費が増加したことにより備品費が 1,640 万 8,000 円不足したため、事業主体である幡多中央消防組合へ負担金として補正をするものでございます。

また、今年度、入野分団に寄贈してもらった小型消防車へ消防救急デジタル無線を整備するための負担金として 120 万円を補正させていただきました。

次に、28 ページになります。

10 款教育費でございます。207 万 8,000 円の補正をするものでございます。主なものは 1 項 2 目、事務局費の 108 万 7,000 円でございます。ここでは 11 節需用費の 100 万円でございます。これは各学校の補修費が不足する見込みとなったため、追加補正をするものでございます。

続いて 2 項 1 目、学校管理費でございます。49 万 6,000 円と少額の補正となっておりますが、11 節需用費に 30 万円、12 節役務費に 19 万 6,000 円の補正をするものでございます。これは伊田小学校が上川口小学校に統合するため、教室の整備とパソコンの移設を行うためのものでございます。

続いて 5 項 2 目、学校給食費でございます。49 万 5,000 円を補正するものでございますが、12 節役務費をご覧ください。10 万 2,000 円補正致しました。これは保護者等の要望により、学校給食の放射能検査を月 1 回から週 1 回に増やすための経費でございます。

次に、歳入の事項別明細を説明させていただきますので、戻りますが 14 ページをお開きください。

主なものを説明致します。まず 14 款国庫支出金でございます。1 億 8,195 万 3,000 円補正し 11 億 2,994 万 9,000 円とするものでございます。大きな補正額となっておりますが、これは冒頭から説明しておりますように、平成 24 年度の国の補正予算を活用したことにより交付される地域の元気臨時交付金が確定したことにより補正するものでございます。

次に、15 款県支出金でございます。1,038 万 1,000 円補正し 10 億 9,705 万 3,000 円とするものでございます。これは各事業実施に伴う負担金および補助金等でございます。また説明欄をご覧ください。また説明欄をご覧ください。

次に、16 款財産収入でございます。2,523 万 7,000 円補正し 3,933 万 4,000 円とするものでございます。こ

これは王迎団地3区画の土地売却収入でございます。

次に、飛びますが16ページの20款諸収入をご覧ください。1,523万2,000円補正し2億747万1,000円とするものでございます。主なものは職員派遣に伴う人件費の負担金の1,000万でございます。

次に、17ページの21款町債でございます。250万補正し17億7,891万5,000円とするものでございます。内容はそれぞれの事業調整によるもので、あったかふれあいセンター事業を600万円減額し、熊野浦集会所整備事業に190万円、さが道の駅整備事業に660万円、それぞれ増額するものでございます。

すいません、また16ページにお戻りください。

18款繰入金でございます。5,407万7,000円補正し1億4,232万9,000円とするものでございます。これはこれまで説明致しました特定財源等である補助金等だけでは歳入の確保が見込めなかったため、財源調整として財政調整基金から5,262万8,000円の繰り入れを行ったことによるものでございます。

次に、第2表繰越明許費でございます。また少し戻りますが9ページをご覧ください。

ここには繰越明許を掲げてございます。事業個所が多く、関係機関や地権者等との調整に時間を要しており、単年度では事業消化ができなくなったことにより都市防災総合推進事業を3億4,660万円、南海地震対策事業を3億円、それぞれ繰り越しして対応するものでございます。合わせまして繰り越しの合計がですね、6億4,660万円となるものでございます。

次に、第3表地方債の補正でございます。10ページをご覧ください。

この補正は町債である総務債、民生債および土木債を補正したことにより、総務管理債、社会福祉債、および都市計画事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額の合計をですね、17億7,641万5,000円を、補正後は17億7,891万5,000円とするものでございます。

その他の項目については変更ございません。

なお、変更後の限度額は17ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

すいません。先ほど説明した2款総務費、3目の財産管理費で、需要費の中の高熱水費の金額の言い間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

先ほどは130万8,000円と言ったようでございますけれども103万8,000円でございますので、訂正の方よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をします。

議案第86号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

黄色の予算書の1ページをお開きください。

平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算2号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,202万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億173万5,000円とするものです。

補正の詳細につきましては、まず歳出事項別明細書9ページをお開きください。

歳出、11款諸支出金、国庫返還金となります。2,176万6,000円となっております。毎年のこととなりますけれども、前年度、24年度の国庫支出金が確定したことにより精算をし、受入超過分を返還するものとなります。

内容につきましては、療養給付費等返還金2,140万4,000円、特定健診等返還金25万4,000円、高齢者医療

費制度円滑化運営補助事業分 10 万 8,000 円となっております。同じく、県支出金についても特定健診等の返還金 25 万 4,000 円を計上しておるところです。

歳出総額 2,202 万円の増額に伴う歳入につきましては、手前の 8 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金の財政調整交付金、これにより 590 万 3,000 円の収支の不足額の調整を行っております。

そして 6 款前期高齢者交付金は、25 年度 4 億 4,611 万 8,000 円と確定をしましたので、差額の 1,611 万 7,000 円を計上しております。

以上提案をしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼致します。

私からは議案第 83 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、および議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきたいと思っております。

少し戻りますけれども、まず議案第 83 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第 73 号と同様に、国税の延滞金等の見直しにより上位法である地方税法が平成 25 年 3 月に一部改正され平成 26 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、国税と同様の基準とするための条例改正でございます。

議案書の 34 ページと参考資料の 20 ページ、新旧対照表をご確認いただきたいと思います。これは黒潮町後期高齢者医療に関する条例、平成 20 年黒潮町条例第 22 号の一部を次のように改正するものでございます。

延滞金、第 6 条第 1 項中、「3 月」を「1 月」に改め、付則第 2 条の次に次の 1 条を加えるものでございます。

延滞金の割合等の特例、第 3 条。当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下、この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

以上を加えるものでございます。

次に、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

ピンク色表紙の 1 ページをお開きください。

平成 25 年度の歳入歳出予算をそれぞれ 44 万円増額して、歳入歳出予算の総額を 7,456 万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入の 1 款 1 項 1 目の国保診療収入を 44 万円増額し、歳入歳出予算の総額を調整したものでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

歳出の 1 款 1 項 1 目、一般管理費の役務費について 44 万円増額し、佐賀地域の防災拠点として整備をいたしました保健センターのサーバー室に保管している、使用できなくなった各医療機器を処分するものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 19分

再 開 10時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第71号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

小松君。

1番（小松孝年君）

この71号で、新旧対照表の方で3ページですが、まあ上位法によるもので26年、27年に消費税が上がっていくのでこういう方法というのは別に反対なわけじゃありませんが。

できたらですね、これはインターネットとかそんなところで料金表関係はどうしてもその利用者が分かりにくい状態になるんじゃないかと。今まではもう税込み価格で表示されていたわけですけども、ここの表を見るとこの球場のやつはですね、前は上記の金額は消費税、地方税、地方消費税を含むというただし書きが米印で書かれておりましたけれども、今回、何も書かれておりません。

それをですねほかの。これは今、今回の71号じゃないですけど、ほかの情報とか水道の方は書き入れてますので、ぜひそういうところを書き込んでほしいということとですね。

それから次の4ページの所ですが、ピッチングマシーンと照明の使用料について。これがですね、これは単に現在の5パーセントの分を引いた分を書いているんだと思いますけれども、こういったもともとこの金額設定のときにですね、まあここには書いてますけど消費税含んだ金額で書いております。基本的な料金みたいな形で分かりやすい金額に合わせて料金設定して、その中に内税として消費税を組み込んだもんじゃないかと思ひますけれども。できればこの部分なんかはですね、そのまんまで、500円のうち消費税が8パーセントになろうが10パーセントになろうが、そのへんの金額変更はあまりしない方がいいんじゃないかと思ひますけれども。

まあこれは利用者側が見てですね、分かりやすい金額に提示してくださいという意見ですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

小松議員のご質問にお答えします。

今回、町長のご説明でもございましたように消費税率が5パーセントから8パーセントに改正されるということに伴ひまして、また景気の動向を見ながらやがて10パーセントというふうなこともございます。そういったことでいったんここで原価に戻しまして、そして後々の税条例の改正に伴ひような準備をここでさせていただいたところでございます。

条例上はこのようなことになってございますけれども、一定、料金表等の案内をお配りするときには、8パーセントのときには8パーセントのものを加えた額で案内をするようなこともできようかと思ひますので、条

例はこのままご提案をさせていただきたいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

条例については問題はないわけですが、その表示の仕方というか、今、インターネットなんか出してるのはそのまま出してますよね。ここの部分をね。そこがちょっと心配でしたので書きました。

ほんでできればですね、インターネットなんか載せるときは、8 パーセントのときは8 パーセント掛けた料金で載せるとかですね、できればやってほしいがですけどね。それを見て料金やりますので。

例えば自分たちが聞かれたときにですね、基本的に、例えば本球場の使用料なんか、町外の一般なんか3,000 円。これは今までは3,150 円と表示されていて、消費税込みですごい分かりやすかったわけです。今回も分かりやすいわけですね、3,000 円という金額で。これ基本料で3,000 円。で、それに8 パーセントならば8 パーセント掛ければいいですので、別にこのへんは問題はないと思います。ほんで、ただその下にただし書きですね。情報なんかでも書いていますけれども、上記の金額に消費税相当を加えた額。その額に10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする、というふうなことが情報なんかにも書いてます。水道にも書いてます。そういうのを付け加えてですね、書いていただければいいんじゃないかと思います。

それと、さっき言いましたピッチングマシーン、照明の関係ですね。これは後で別の所も照明が出てきますけれども。これはどういう。

もともとですね、この500 円と決めた料金設定のことから考えたらですね、まあ、ほかの使用料は消費税分高くなるわけですが、このへんをもう1 回検討していただいたらどうかということでも今さっき質問させていただいたわけですが、まあ、今ここでどうこう言うてもしやあないかもしれませんが、そのへんまた委員会の方がありますので、そっちの方でもまたしっかりもんでいただきたいと思います。

まあ、文言を入れてほしいということ。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

確かに利用者の皆さんには内税方式の方がそのまま料金計算ができてよろしいんですけど、今回は先ほども申しましたように外税方式に一定統一させていただきましたので、このようなことをご提案をさせていただきたいと思います。

なお、利用に当たってはまた内税方式の表示もできようかと思しますので、ご検討させてください。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第71 号の質疑を終わります。

次に、議案第72 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 72 号の質疑を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 73 号の質疑を終わります。

次に、議案第 74 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 74 号の質疑を終わります。

次に、議案第 75 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

もう言うことないと思うんですけども、これも一緒に、元の 500 円、まあ 1,000 円のうちの変更する内税という形にさせていただけないかという質問です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

今回の消費税改正に当たってはですね、国の制度を基に改正ということになりまして、特に今回は、次回、来年以降にまた 10 パーセントに値上げされるというような話もございますので、そのへんも含めた対応ができるようにしておりまして、全部今回は外税方式に統一させていただきました。そういうことで、若干こういう形で混乱が起きようかと思えますけれども、そういうことができるだけないように周知を図ってまいりたいというふうに思います。

特に今回、冒頭町長が説明がありましたけれども、すべてこの消費税関係はですね、今回すべてよう出しておりません。特に多くの利用者の皆さんに利用していただいております条例をですね、事前周知が必要ということでこういう形で提案をさせていただいておりますので、まあいろいろ分りにくい点もあろうかと思えますけれども、今回の改正についてはご理解を賜りたいと。

いずれにしても、できるだけその皆さんに分かりよいような、また今後周知方法は考えていきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

その統一した理由というかですね、まあ 26 年、27 年で変わっていきますので、それが対応できるような形でやるというのはもう承知してるんですけども。

こういった基本料金的なやつですよね。今まで内税やったやつ。すべて統一せずに、これはこのままで据え置いたらいいんじゃないかという意見ですので。ほかの部分は別にいかんというふうに言ってるわけじゃない

です。この部分、全部ひっくるめてやったから、どうしてもこんな半端な数字が出てくるような形になったんじゃないかと思うんですけれども。そのへんどうですかね。

それが決定するとき、全部外税方式でやるようにこういう部分を検討したのか。それか、ここはこのまま、この部分だけは内税で残しとこうとか、そういう話はなかったんですかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この消費税改正に当たりましてはさまざまな、今ご質問あったような検討もさせていただきました。ばらばらになるとですね、よけ分かりにくくなるということもあるということで、今回は国の方針等もございましてこういう形で、消費税が分かるような形で外税方式ということに統一させていただいたというところでございますのでご理解いただきたいと。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 75 号の質疑を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 76 号の質疑を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 77 号の質疑を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 78 号の質疑を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 79 号の質疑を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についての質疑はありませんか。

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

質疑します。

これ新しい所なんですけれども、先、質問の中に作業部会をつくるというお話がありました。

委員は15名ですけれども、作業部会の委員さんというのはどれくらいを考えていらっしゃるのか。

それから、それを運営されるのにどういうふうなスケジュールで年間回していくつもりでいらっしゃるのかというところをお聞きしたいと思います。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

まず、作業部会の人数等の組織の関係ですが、まだそこまでは議論はしてませんが、主に町職員の関連する担当であったり、いわゆる本当にその実務に携わる方なんかを中心に設置をしていきたいというふうに考えてます。

それと、子育て支援会議のスケジュールといいますか会議の予定ですが、年間2回ないし3回ぐらいを予定しておるところです。

以上です。

議長(山本久夫君)

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

説明よく分かりました。

ただちょっと心配してるのは、いろんなその会がいっぱいあってですね、大体充て職でそういう会に出られるというのが非常に多く見受けられるんですけども、この会議の運営というのはどういうふうに。やっぱり専門的な方で実務に富んだ方を作業部会にも入れたいというお話でしたけれども、やっぱりその支援会議の方でもですよ、そういうふうにするにその児童福祉に精通した方なんか、学識経験者の方をお入れしようという運びでいかれるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

委員の構成ですが、まだ詳細決まっておるわけではないんですが、前回までの次世代育成行動支援計画のときに策定委員として乳幼児保護者の代表の方、小学校保護者の代表の方、保育所関係、その他学校関係者、教育委員の代表、行政関係者ということで、今回はそういうメンバーの方を選んでますので、その方々を中心として選定いかをお願いをするようになると思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

すいません、15ページです。

15ページの財産収入の所で説明いただきました王迎団地の3区画の入が挙がってましたけれども、これはちょっとどういうふうな状況にあるのかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

いろいろと高台ですので今までなかなか売れにくかった所なんですけども、こう3区画売れたということですが、これからも何かそういう問い合わせとか何かいろんなものは来てるんでしょうか。

そのあたりを少しご説明いただきたいですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

私の方からお答えします。

ここの予算計上させていただいていますのは、町長のご説明にもありましたように、3区画で合計が約260坪でございます。金額はご提示のとおり2,523万7,100円という端数も付いてございます。

そして、現在成約中が1件ございまして、これも成約できればまた予算に計上していきたいと思っております。

そして、残りがあと13区画ございまして、面積にしまして約1,000坪が残っております。だんだんに問い合わせも来てございますので、いいのか悪いのか、売れていけば財産収入になっていいのかというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

17 ページですけども、民生費の所で、あったかふれあいセンター事業 600 万円減額になってますけど、この理由説明がなかったと思うんですが、減額の。

それをお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

説明します。

平成 25 年度にオープンしましたあったかふれあいセンターよりあいにつきまして、当初は 6 月の開所を予定しておりましたが、調整に時間を要しまして 10 月オープンとなりました。その関係で減額となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち 2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

第2表でございしますが、できればこの、繰り越しますので繰越明許にしていますので、計算書的なものが提示していただければこの詳細が分かるんですが。説明していただいてもいいですし、そういうものを配付していただいてもいいんですが。

どうでしょうか。

議長(山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは、藤本議員より繰越明許費の明細をとということです、私の方から都市防災総合推進事業にかかわる分をご説明致します。

今回の繰越明許につきましては、24年度の事業が繰越事業として約4億80万円ございました。その消化にほとんど25年度が費やしたわけですが。従いまして、平成25年度の現年予算の3億9,460万のうち、今回3億4,660万円を繰越予算として挙げております。

その内訳につきましては、主に都市防災総合推進事業の中で避難路の工事、入野地区の早咲工事がございます。ここの部分が3,400万予定しております。それから、浮津の地区防災活動拠点施設建設工事、集会所でございしますが、ここの部分が4,000万円。それから、防災公園として予定しております、これは新たにまたスケン谷の庁舎移転の上の方になりますけど。そちらの用地買収分が4,860万円となっております。それと避難路整備工事。これは主に町道関係の工事になります。町道ミアゲ線工事、早咲地区、あのたばこ乾燥場公園へ行く道でございますけど、ここの部分が6,300万円。それから、そのたばこ乾燥場からまたここの逆方向に下りてくる町道の下風深(シモカゼフカ)線、ここの工事が6,300万円。それから町道田端線工事。これは大方中学校の方へ向けて現在進めております道の分でございます。その残工事の部分が6,300万円。すべて6,300万円に報告しましたが、これは詳細な設計ができておりませんので、一応予算的にはこういう形で割り振っております。

それぞれ、あとですね、浮津に計画しております浮津奥尾線、それから芝に計画しております芝西線等の用

地補償関係に3,500万。それをトータルしますと、今回の挙げております3億4,660万円になります。

これは年度末、3月までに消化できる分につきましては極力消化していきます。特に用地補償関係もかなりありますので、現在交渉している分もかなりありますので、若干これよりかは実際は少なくなる可能性があります。

以上です。

議長（山本久夫君）

課長、できればその今説明された内容をもう表にしてですね、各議員に配付してください。

よろしいでしょうか。

情報防災課長。

同じ内容でしたら、もう表に渡して後で配布してもらったら。

それで構いませんか。

はい。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表繰越明許費についての質疑を終わります。

次に、第3表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第3表地方債補正についての質疑を終わります。

これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号、平成25年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第87号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第71号から議案第76号まで、および議案第85号のうち歳入全部、歳出のうち2款、9款および12款。第2表繰越明許費。第3表地方債補正。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第77号から議案第81号まで、および議案第85号のうち、歳出のうち5款から8款まで。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第82号から議案第84号まで。議案第85号のうち、歳出のうち3款、4款および10款。議案第86号および議案第87号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。  
以上のおり、それぞれの常任委員会に付託します。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 11時 03分